

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反状況(愛知)

(平成25年1月～12月)

事 項 区 分		監督実施 事業場数	労働基準 関係法令 の違反事 業場数	主要違反事項		
				労働時間	休 日	割増賃金
旅客自動車運送事業	ハイヤー タクシー	31 (100.0)	29 (93.5)	18 (58.1)	2 (6.5)	6 (19.4)
	バ ス	38 (100.0)	28 (73.7)	13 (34.2)	0 (0.0)	6 (15.8)
	そ の 他 旅 客	4 (100.0)	3 (75.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	小 計	73 (100.0)	60 (82.2)	31 (42.5)	2 (2.7)	12 (16.4)
貨物自動車運送事業	一般貨物	199 (100.0)	160 (80.4)	118 (59.3)	3 (1.5)	27 (13.6)
	特定貨物	20 (100.0)	17 (85.0)	9 (45.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	貨 物 軽 自 動 車	5 (100.0)	4 (80.0)	3 (60.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	そ の 他 道 路 貨 物	14 (100.0)	6 (42.9)	5 (35.7)	0 (0.0)	1 (7.1)
	小 計	238 (100.0)	187 (78.6)	135 (56.7)	3 (1.3)	28 (11.8)
合 計	311 (100.0)	247 (79.4)	166 (53.4)	5 (1.6)	40 (12.9)	

(注)1 「労働基準関係法令の違反事業場数」欄は、何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場である。

2 「主要違反条項」欄は、当該事項について違反が認められた事業場数である。

3 ()内は、監督実施事業場数に対する割合(%)である。